

第5章

景観形成の手法と展開

TENDOSHI TOSHIKEIKAN KEISEI KAHONN KEIRAKU



I 市民、事業者及び行政の取組

都市景観形成を推進するに当たり、整備の対象となる景観要素は五感で感じるものすべてであり、都市の空間全体です。したがって、公共施設だけではなく、都市空間の大部分を占める私有地や事業用地が都市景観に大きな影響を与えるため、市民や事業者の理解と協力が不可欠です。このため市民、事業者及び行政が連携を図り、それぞれの立場で協力し、総合的に取り組む必要があります。

1 市民及び事業者の取組

広大な私的空間が景観形成にとって大きな比重を占めているという認識を深め、市民それぞれが郷土愛を持ってまちづくりに参加することが重要です。景観形成を推進するためには、建築物の建設又は建築物若しくは土地の維持管理に際し、市民それぞれの景観に配慮したまちづくりへの自覚と協力が必要です。そのために、まちづくり協定等の締結や活動へ積極的に取り組むこととします。

また、事業者においても、施設の規模から景観に与える影響は大きく、建築物や工作物の設置、構内の緑化等の環境整備に際しては、景観形成に積極的に取り組むこととします。

2 行政の取組

市の公共事業の実施に当たっては、それが景観形成の先導的役割を果たすことを認識し、景観への配慮を行い、市民や事業者の景観形成に対する意識の高揚を図ります。また、国や県等の行政機関が実施する各種事業においても、景観形成への理解と配慮を求めます。

市民や事業者に景観形成の重要性を認識してもらうためのPR活動や情報提供を行うとともに、まちづくり協定等の活動や締結など独自の取組に対しては、積極的に支援、協力等を行います。

II 景観形成の手法

景観形成には次のような手法が挙げられますが、これらは個々に行うものではなく、相互に関連付けながら推進していく必要があります。

1 行政による公的空間の景観形成

公共施設整備を始めとする公的空間の環境整備は、景観形成上重要な役割と影響を有しており、景観形成の模範となるべきものでなければなりません。そのために、各種事業の実施に当たっては、ユニバーサルデザインなども含めて総合的観点から計画を策定し、事業を推進します。

(1) 道路

機能や地区の性格に応じ、特に歩行者空間に配慮した安全で快適かつゆとりと潤いのある景観を演出できるように、緑化の推進、歩道の工夫、ストリートファニチャーの効果的な設置、街路灯のデザイン化、ポケットパークの整備等に努めます。また、電線類の地中化を推進します。

(2) 橋梁

橋梁は、河川景観と道路景観の両景観軸の接点を成す重要な景観要素であり、地区の特性に配慮し、形態、材料、色彩等については周辺環境に調和した意匠とともに、眺望起点としての機能にも配慮した、ゆとりのあるものとなるよう計画します。



(3) 公園・緑地

市民の憩いの場となる公園や緑地については、明確な性格付けを行うとともに、地区の特性に配慮したものとし、植栽等により緑化を推進し、都市空間にゆとりと潤いを与える空間づくりを促進します。



(4) 標識・案内板

これまでの標識や案内板の設置目的は目的地までの道案内の情報提供が主でした。これからは、これに加えてまちの魅力を伝え、まちの活性化へとつなげる役割を重視し、設置位置や取付方法等においても景観に配慮し、標識・案内板等の集合化や周辺との調和に努めます。



(5) 公共建築物

公共建築物は景観要素としての重要度が高く、景観形成における先導的役割を果たす意義は大きいものがあります。したがって、景観形成に配慮した適切な敷地面積、土地利用、建築物の配置・規模、意匠について十分に検討し、その機能や立地条件、地域特性をいかした計画を策定します。

2 規制及び誘導による景観形成

私的空间の景観形成を図る手法としては、規制及び誘導があります。このための基準や指定は、市民、事業者及び行政が協働で策定することにより、実効性のあるものにしていきます。

(1) 景観形成重要地区の指定

歴史的街並みを保全すべき集落、市街地において特に景観に配慮しなければならない地区等を、「面」として指定することとします。指定された地区においては、その地区の特性に応じた景観形成の方針や基準を定め、建設行為等の事前協議、届出制度等の実施により、景観形成の規制、誘導を図ります。

(2) 景観形成重要軸の指定

歴史的街道、代表的河川、眺望軸等特に景観に配慮しなければならない軸を、「線」として指定することとします。これらの軸自体は主として公的空間ですが、沿道、沿線等景観形成上

重要な私的空間について、景観軸の特性に応じた景観形成の方針や基準を定め、事前協議、届出制度等の実施により、規制及び誘導を図ります。

(3) 景観形成重要拠点の指定

歴史的・文化的史跡、建築物、保存樹、保存林、眺望点等景観形成上重要な要素となっているものを「点」として指定することとします。指定された物件を現状変更する場合は、事前協議や届出制度等の実施により保全を図ります。

(4) 建築物ガイドラインの策定

建築物の形態及び意匠、造成等の外構、緑化等市全域に共通したガイドラインを策定することとします。建築物等の建設に当たっては、ガイドラインに沿ったものとなるよう誘導することとします。

また、特に景観形成上大きな影響を及ぼすと考えられる大規模建築物や大規模敷地については、必要により別途基準を定め、事前協議や届出制度等の実施により基準に適合するよう指導することとします。

(5) 地区計画制度の推進

それぞれの区域の特性にふさわしい良好な居住環境を整備、保全する地区計画制度を推進し、地域の特性に合わせた土地の利用、建築物、垣・柵、屋外広告物等に関する地区計画制度を推進し、計画内容に適合するよう指導することとします。

(6) まちづくり協定の推進

それぞれの区域のまちづくり方針に沿って、良好な居住環境を整備・保全するため、区域の住民等が街並み、景観等に関する協定を行い、地域の特性に応じた土地の利用、建築物、垣、柵、屋外広告物等に関するルールを取り決めるなどのまちづくり協定を推進します。

III 景観形成に係る手法の展開

1 景観に関する条例の制定

前項で掲げた景観形成重要地区等の指定など、景観形成の手法を展開するためには、街並みや眺望などの景観に関する条例を制定し、その位置付けを明確にする必要があります。

景観形成はこれからの中づくりの重要な課題です。しかし、一方的な規制のみで達成できるものではなく、市民、事業者及び行政が協働で推進するものです。

したがって、当該条例は、具体的な規制を定めるものではなく、景観形成の在り方、取組の姿勢や手法を位置付けるものとし、具体的な規制については、別途目的に応じた条例、規則、要綱、基準等を定めます。

2 制度や施策の活用

都市景観の要素には土木、建築、農業、文化、歴史等多種多様で、広範囲にわたっており、関連する制度や施策も多様です。これらの制度や施策は、ほとんどの場合景観形成を直接の目的としたものではないため、実施に当たっては、景観形成の観点から積極的にこれらを活用し、関係機関団体と連携を取りながら総合的運用を図る必要があります。

3 広報及び啓発活動

良好な景観を形成するためには、市民及び事業者の理解と協力が必要です。そのためには、市民及び事業者が認識を高め、積極的に参加できる協力体制づくりが必要です。

広報紙、パンフレット等による幅広い広報活動を行い、景観形成に対する理解を深めます。また、講演会、写真展等の開催や誘致を行うなど、景観形成への関心を高めるための啓発活動を行います。

4 市民活動への支援

積極的に景観形成を進める市民団体等を育成するため、団体の活動を支援することとします。

また、条例、基準、要綱等で指導するだけでなく、景観形成上有効と思われる事業には、積極的に支援を行うこととします。

用語解説

ポケットパーク

チヨッキのポケットほどの公園という意味。わずかなスペースを利用して都市環境を改善しようとす るもの。

ユニバーサルデザイン

道具や空間をデザインするに当たって、障害者のための特別なデザインを考案するのではなく、健常者も含めたすべての人にとって使いやすいデザインを考えること。

ストリートファニチャー

街頭を彩る家具という意味で、電車、バスの停留所、公衆電話ボックスなどの小建造物やベンチ、街頭灯、郵便ポスト、くず入れなどが含まれる。

歩道を、単に歩くための空間としてだけでなく、楽しく散策することができるようにするための施設で、デザインに趣向を凝らしたものが多い。

三面張り

三方をコンクリートで囲まれていること。